資料３

宮代町都市計画審議会条例

平成 13 年 9 月 17 日
条例第 29 号

（設置）

第１条　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第７７条の２第１項の規定に基づき、宮代町都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第２条　審議会は、委員１８人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

（１）識見を有する者

（２）町議会の議員

（３）関係行政機関又は埼玉県の職員

（４）公募による町民

（任期）

第３条　前条第１項第１号及び第４号につき任命される委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、連続して６年を超えない範囲において再任されることができる。ただし、当該附属機関の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者が当該委員以外に得難い等特別の事情がある場合又は任期の途中である場合は、この限りでない。

（臨時委員及び専門委員）

第４条　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

２　審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

３　臨時委員及び専門委員は、町長が任命する。

４　臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第５条　審議会に、会長を置き、第２条第１項第１号につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）
第６条　審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
２　審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の２分の１以上が出席しなければ会議を開くことができない。
３　審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（庶務）
第７条　審議会の庶務は、まちづくり建設課において処理する。
（委任）
第８条　この条例で定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（宮代町総合都市計画審議会条例の廃止）
２　宮代町総合都市計画審議会条例（昭和４４年宮代町条例第１２号は、廃止する。
附　則（平成１６年条例第４号）
この条例は平成１６年４月１日から施行する。ただし、第４条の規定は、平成１６年７月２９日から施行する。
附　則（平成１７年条例第１５号）抄
（施行期日）
１　この条例は、平成１７年４月１日から施行する。
附　則（平成１８年条例第２５号）
この条例は、平成１８年４月１日から施行する。
（施行期日）
１　この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

宮代町都市計画審議会運営規則

第１章　総　則

（趣旨）

第１条　この規則は、宮代町都市計画審議会条例（平成１３年９月１７日宮代町条例第２９号）第８条の規定に基づき、宮代町都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び会長職務代理者の任期）

第２条　会長及び会長職務代理者の任期は、２年とする。ただし、会長が欠けた場合における新たに選任された会長の任期は、前任者の残任期間とする。

第２章　会　議

（招集）

第３条　会長は、審議会開催の日の３日前までに、招集の日時、場所及び会議の事項を委員及び臨時委員に通知しなければならない。ただし急施を要する場合は、この限りでない。

（会議録）

第４条　会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

（１）案件の内容

（２）会議の日時及び場所

（３）出席及び欠席した委員及び臨時委員の氏名

（４）審議の経過

（５）賛否の数

２　会議録には、会長の指名した２人以上の委員が署名しなければならない。

３　会議録の公開請求があったときは、公開するものとする。ただし、宮代町情報公開条例（平成１１年１２月２０日宮代町条例第１６号）第７条第１項の規定に該当するときは、この限りでない。

（会議の公開）

第５条　審議会の会議は、公開するものとする。ただし、審議会が公開しない旨を議決したときは、この限りでない。

（参考人）

第６条　会長が必要と認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聞くことができる。

第３章　雑　則

（委任）

第７条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は会長が定める。

附　則

この規則は、平成１４年７月２９日から施行する。